

国民健康保険からのお知らせ
「ジェネリック医薬品」Q&A

「ジェネリック医薬品」とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、同等の品質で製造販売される同じ成分の薬で、厚生労働大臣の承認のもとに新たに他社から製造販売されるため、「後発医薬品」とも言われます。

ジェネリック医薬品を安心して選んでいただくために、ジェネリック医薬品に関する主な疑問にQ&Aでお答えします。

Q新薬とどう違うの？

A ジェネリック医薬品は、新薬と有効成分やその含有量は同じで、効き目や品質、安全性が同等の医薬品です。しかし、薬の価格は新薬の概ね7割以下、中には5割以下の薬もあるなど、新薬と比べて大幅に安いのが特徴です。新薬には、研究開発にかか

るコストが薬の価格にも反映されていますが、ジェネリック医薬品の場合、有効性や安全性が既に確認されている新薬の有効成分を利用するため、開発期間や経費を大幅に抑えることができます。そのため、薬の価格も安く設定することができるのです。

Qジェネリック医薬品には、どんな種類があるの？

A 高血圧や高脂血症、糖尿病、花粉症など、様々な病気や症状に対応するジェネリック医薬品が出ており、カプセル、錠剤、点眼剤など形態も様々です。ただし、すべての新薬に対してジェネリック医薬品があるわけではありません。詳しくは、医師や薬剤師にご相談ください。

〈問い合わせ先〉 国保年金課 (☎ 82・1177)



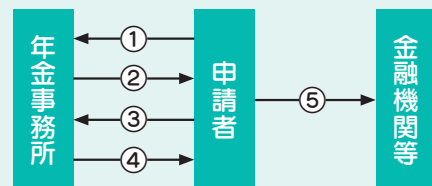
国民年金保険料の「後納制度」

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年間の納め忘れた保険料を納めることができます。保険料を納めることで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげたりすることができます。

◎利用できる人

- 20歳以上60歳未満の人
10年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間がある人
 - 60歳以上65歳未満の人
10年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間があるほか、任意加入中に納め忘れの期間がある人
 - 65歳以上の人
年金受給資格がなく任意加入中の人など
- ※ 老齢基礎年金を受給している人は、利用できません。

■申し込みから納めるまでの手順



- ①年金事務所に申込書の送付依頼
- ②年金事務所から申込書を送付
- ③必要事項を記入し、年金事務所へ提出
- ④年金事務所において審査・承認の後、承認通知書、納付書等を送付
- ⑤納付書により金融機関等で納付

〈問い合わせ先〉 国保年金課 (☎ 82・1178)

宇部年金事務所国民年金課 (☎ 48・0021)